平成30年分 住民税（市県民税）申告相談

日程は14～15ページをご確認ください

平成31年1月1日現在、本市に住所のある方で該当する方は、最寄りの相談会場で平成30年中の収入などを申告してください。（期間中は「確定申告」の相談も受付）　※郵送での申告も可能です。

申告が必要な方

- 農業、商工業、不動産などの収入があった方
- 給与支払報告書が勤務先から本市へ未提出の方
- 給与以外の収入（農業・年金など）があった方
- 年金以外の収入（農業・不動産など）があった方
- 医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける方
- 国民健康保険に加入されている方
  - 収入が無い場合でも必ず申告してください。申告されない場合、国民健康保険税の軽減措置が行われないなど、不利益を受けることがあります。
  - 確定申告用の納税証明書が必要な場合、運転免許証・公的医療保険の被保険者証などをお持ちのうえ、税務課、または各支所窓口係で証明書の交付申請を行ってください。

《 必要書類など 》

- 印鑑　・給与の源泉徴収票　・公的年金の源泉徴収票
- 農業収支内訳書および収入、支出の金額等がわかるもの（領収書・預金通帳など）
- 生命保険等の満期の場合は、保険会社が発行した証明書
- 公共事業で土地等を売却した場合、買い取り等の証明書など　・生命、地震保険料の支払証明書
- 社会保険料などの支払証明書または領収書
- 医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の明細書および領収書など　・障害者手帳（証明書）
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附先が発行した領収書、控除証明書など
- 所得税の還付を受ける場合は、申告される人の預金通帳など口座情報のわかるもの

特殊な申告は税務署へ

以下の申告をする方は税務署へご相談ください。税務署で所得税の確定申告をする方は市への申告は不要です。

※確定申告書の控えに税務署の収受日付印が必要な場合は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を用意してください。

- 青色申告
- 住宅の新築等による住宅借入金等特別控除の適用1年目の申告
- 平成29年分以前の申告
- 外国税額控除の申告
- 相続または贈与税に係る所得の申告
- 譲渡所得などの分離課税の申告（給与や年金、農業などの総合課税の所得とは分離して税額を計算するもの）

〈例〉
- ◆土地・建物の売却所得があるもの（公共事業による収用を除く）
- ◆株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの
- ◆山林所得があるもの

事前集計をお願いします

申告が必要と思われる方には「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」「申告の手引き」を送付します。「申告の手引き」を参考に、なるべく自書による申告をしてください。

混雑の状況により、書類を事前作成された方の対応を優先する場合があります。

- 医療費控除の申告をする方は平成30年中に支払った医療費金額の集計、および明細書の作成
- 営業、農業、不動産所得がある方は「収支内訳書」の作成
- 総合課税の配当所得のある方で支払通知書が多い場合は、税引前の支払金額、所得税、住民税の集計

問税務課 市民税係　☎・お太助フォン 42-5614　📠42-2130

確定申告のお知らせ

吉田税務署　☎42-0008

《 平成30年分の確定申告・納期限 》

所得税・贈与税　**3月15日（金）**

消費税・地方消費税（個人事業者）　**4月1日（月）**

《 受付期間 》

2月18日（月）～3月15日（金）

受付時間：8時30分～16時　相談時間：9時～17時

《 申告会場 》

吉田税務署2階

《 口座振替日 》 納税は便利な口座振替をご利用ください。

所得税　**4月22日（月）**　消費税・地方消費税（個人事業者）　**4月24日（水）**

確定申告テレフォンセンター

確定申告に関する一般的な相談を受け付けます。

吉田税務署に電話をかけると音声ガイダンスでご案内しますので「0（ゼロ）」番を選択してください。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）に伴う留意点

確定申告書への「マイナンバー（12桁）の記載」、「本人確認書類の提示又は写しの添付」にご協力をお願いします。

※e-Taxをご利用の場合は、「本人確認書類の提示又は写しの添付」は不要です。

災害による被害を受けた方へ

平成30年7月豪雨などで被害を受けた方は、以下の措置を受けることができる場合がありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。

・所得税等の軽減、免除（雑損控除等）　・申告、納付等の期限の延長　・納税の猶予

スマホで申告

国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』で、スマートフォンでも確定申告書の作成ができます。

見やすい専用画面 ※1

※1…給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマートフォン専用画面が利用できます。

e-Taxでらくらく申告

ID・パスワード方式

- ●e-Taxで送信するだけで申告完了
- ●源泉徴収票などの添付書類が不要（自宅等で保管する必要があります）
- ●申告書の控えはPDF形式でスマホに保存

※ID・パスワード方式を利用できない方は、『確定申告等作成コーナー』で作成・印刷のうえ、提出することも可能です。

※ID・パスワード方式は、マイナンバーカードやカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

ID・パスワード

平成30年1月以降に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。発行を希望される方は、本人確認書類をお持ちのうえ、吉田税務署へお越しください。